

# 羽曳野市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱

制 定 平成28年 8月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、イベントを開催する団体に対し、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのおむつ交換台、テント等の設備(以下「移動式赤ちゃんの駅」という。)を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの条件)

第2条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる団体は、次に掲げる条件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体
- (2) 法令又は公序良俗に反しない団体

2 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができるイベントは、次に掲げる条件のいずれにも該当するイベントとする。

- (1) 市内で開催されるイベント。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としないイベント
- (4) 営利を目的としないイベント
- (5) 法令又は公序良俗に反しないイベント

(貸出しの申込み)

第3条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者(以下「申込者」という。)は、羽曳野市移動式赤ちゃんの駅貸出申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 申込者は、貸出しを受けようとする日の6か月前の日から7日前の日までに申込書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの承認等)

第4条 市長は、申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、貸出しを承認するときは羽曳野市移動式赤ちゃんの駅貸出承認通知書(様式

第 2 号)により、貸出しを承認しないときは羽曳野市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認通知書(様式第 3 号)にその理由を付して、申込者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として先着順とする。

(貸出しの期間)

第 5 条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しの期間は、イベントの開催期間に前後 1 日を加えた期間内とし、最長 7 日間とする。ただし、貸出しが重複しない場合であって、市長が認めるときは、この限りでない。

(貸出料)

第 6 条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第 7 条 移動式赤ちゃんの駅の貸出承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、原則として自ら市長が指定する場所において、移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、又は返却しなければならない。

2 使用者は、移動式赤ちゃんの駅を返却するときは、移動式赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第 8 条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 申込書に記載のイベント以外に使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従い、適正に管理し、及び使用すること。
- (4) あらかじめ定められた期限までに返却すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第 9 条 市長は、次に掲げる場合に貸出承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合又はこの要綱の規定に違反した場合
- (2) 使用者が貸出しを受けるより前の使用者が移動式赤ちゃんの駅を破損し、又は汚損したことにより貸出しが困難となった場合

(3) 使用者が貸出しを受けるより前の使用者が移動式赤ちゃんの駅を定められた期限までに返却しなかったことにより貸出しが困難となった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、貸出しが困難であると市長が判断した場合

2 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消した場合は、羽曳野市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消通知書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

3 前項の場合において、既に貸出しを行っているときは、市長は返還を命じるものとし、使用者は遅滞なくこれに応じなければならない。

4 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じてても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復等)

第10条 移動式赤ちゃんの駅を破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処理を行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、破損若しくは汚損の状態が著しく補修等が困難な場合又は特別な事由があると認める場合は、市長は使用者に対し実費弁償を求めることができる。

(市の免責)

第11条 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。